

国の「石綿対策の規制強化」について、組合で学習資料を作成しました

石綿（アスベスト）の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮種などの健康被害を発症するおそれがあります。石綿は2006年9月から輸入・製造・使用が禁止されていますが、それ以前に着工された建築物等には石綿が使用されている可能性が高く、解体・改修工事に伴う飛散防止対策が重要となっています。

こうした状況を受け、石綿対策の規制強化を目的に、石綿障害予防規則や労働安全衛生法、大気汚染防止法などの関連法令が改正され、順次施行されています。

組合では、それらの主な改正点をまとめた学習資料（チラシ）を作成しました。この資料でポイントを確認の上、より詳しい内容は厚生労働省や環境省のホームページでご確認ください。

※石綿障害予防規則は厚生労働省（または三重労働局）、大気汚染防止法は環境省（または三重県）のホームページに関連資料が掲載されています。それぞれ三重労働局、三重県のホームページの方が、各種の資料を検索しやすい作りになっていますので、リンクを張っておきます。